鳥取大学農学部附属動物医療センター臨床研修プログラム

1. 目的

獣医師法第16条の2の規定に基づく卒後臨床研修の実施に際し、鳥取大学農学部附属動物医療センターを研修場所として提供し、研修プログラムに沿った実践的卒後教育を行うことを目的とする。鳥取大学農学部附属動物医療センター臨床研修獣医師(以下、研修医)は、センター長ならびに指導教員の監督の下、動物の診療を基本とした以下に示す内容に沿った研修を行うものとする。

2. 研修内容

- (1) 研修医は、原則として鳥取大学農学部附属動物医療センターが設定している診療日において、フルタイムまたはパートタイムで研修を行う。診療日に各診療科が実施するブリーフィングならびに症例検討会にも参加する。
- (2) 研修初年度は、内科系、外科系、繁殖系の診療科の中から希望する診療科に配属し、疾患の概要、各種検査、治療法を広く理解し、その技術を習得するものとする。研修医が希望する場合は、半年ごとに診療科を変更することができる。また、1年間の研修修了に相当する臨床経験があるとセンター長および指導教員が認める者については、2年目のプログラムから開始することができる。

1) 初年度の研修内容:

稟告の聴取と身体検査、各種検査の実施と結果の解釈(血液検査、尿検査、皮膚検査、内分泌疾患検査、各種生検、心電図・心音図検査、単純および造影X線検査、超音波検査、内視鏡検査、CT検査、MRI検査)

基本的な処置および治療方法の理解と実践(輸液、輸血、投薬、鎮静、麻酔、鎮痛、救急処置、手術器具の滅菌と簡単な外科手術)

各種疾患の診断・治療・予後判定(循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、泌尿・ 生殖器疾患、内分泌疾患、血液疾患、免疫系疾患、神経疾患、運動器疾患、腫瘍性疾 患、皮膚疾患、感染症、遺伝性疾患など)

2) 2年目以降の研修内容:

研修医の希望を考慮し、主として研修する診療科を設定する。その診療科に所属する教員が指導教員となり、より高度な知識と技術を習得させる。

- 3)2年以上在籍する研修医は、研修期間内に1回以上の学会発表を行うものとする。
- 3. 2年以上の研修を修了し、獣医師として十分な知識と技術を習得したと認められるものに対して、センター長は修了証を授与することができる。